

お客様へ

公益財団法人島根県環境管理センター  
(クリーンパークいずも)

## 搬入に当たっての留意事項

### 1 本書「搬入に当たっての留意事項」について関係者へ周知

廃棄物の運搬を委託する場合や、廃棄物を運搬する部署・担当者が異なる場合は、写しを配布するなど、搬入に当たっての留意事項について、必ず関係者へ周知してください。

### 2 契約内容の確認

契約廃棄物の種類と量、廃棄物処理料金及び支払方法など、契約書記載事項について確認ください。また、「廃棄物処理委託契約書」及び「廃棄物処理委託申込書」の内容に変更を生じた場合は、変更契約が必要となる場合がありますので、早めに必要書類を提出してください。

### 3 受入可能な廃棄物

搬入できる廃棄物は、事業活動に伴って排出された産業廃棄物のうち、受入基準(別表1)に適合するものです。このため、家庭ごみなどの一般廃棄物や契約外廃棄物は搬入できません。

(別表1)

種 類	受 入 基 準
廃プラスチック類	・最大長が2m以下、直径が30cm以下であること ・廃タイヤについてはホイールが外されていること
金 属 く ず	・最大径が概ね30cm以下であること ・中空の状態でないこと
が れ き 類	・最大径が概ね50cm以下であること
ガラスくず及び 陶磁器くず	・最大径が概ね30cm以下であること ・中空の状態でないこと
紙くず、繊維くず	・最大長が2m以下、梱包されているものにあつては最大径概ね1m以下であること
木 く ず	・最大長が2m以下、直径が30cm以下であること
鉦 さ い	・最大径が30cm以下であること ・火気を帯びていないこと ・飛散防止措置が講じられていること
ば い じ ん	・含水率が85%以下であること ・火気を帯びていないこと ・飛散防止措置が講じられていること
汚 泥	・含水率が85%以下であること ・腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと

燃 え 殻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・含水率が85%以下であること</li> <li>・火気を帯びていないこと</li> <li>・飛散防止措置が講じられていること</li> </ul>
ゴ ム く ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大長が2m以下、直径が30cm以下、梱包されているものにあつては最大径1m以下であること</li> </ul>
政令13号廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理方法が明記されている書類が添付されていること</li> </ul>

(注)

- (1) 2社以上の排出事業者の廃棄物を混載して搬入することは、原則禁止とします。
- (2) ドラム缶による廃棄物の搬入はできません。ただし、搬入者の責任で荷降ろしし、ドラム缶の持ち帰りが可能な場合は受け入れます。

#### 4 特に注意が必要な廃棄物

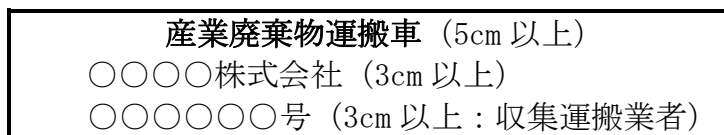
- (1) 木くずや廃プラスチック類は、破碎してから埋立処分を行いますので、金属等は分離し、長さは概ね2m以下、直径概ね30cm以下で搬入してください。なお、家屋解体時の家財道具や発泡スチロール等埋立処理困難物の搬入はできません。
- (2) 石綿含有産業廃棄物ではないことが証明できない廃棄物についてはすべて石綿含有産業廃棄物としての扱いになります。石綿含有産業廃棄物は、梱包後、梱包袋等に「石綿含有産業廃棄物」と記載したうえで搬入してください。マニフェスト（産業廃棄物管理票）にも石綿含有産業廃棄物であることを記載してください。また、荷降ろしは梱包袋等が破れないように行ってください。なお、荷降ろし等で梱包袋等の破損の恐れがある場合はお持ち帰りいただきます。
- (3) 汚泥・ばいじん・燃え殻は、水分を除去し運搬時に廃棄物が流出しないように十分注意して搬入してください。（含水率85%を超えるものは搬入できません）。万一、道路等に流出した場合は、お客様の責任で除去した上で清掃していただきます。また、高温のもの（60℃以上）は持ち込まないでください。
- (4) 荷降ろし時に粉じんが発生する廃棄物については、飛散防止対策（フレコンバック等での梱包、散水による湿潤化等）を行ってください。
- (5) ビン、缶、プラスチックなどの容器類については、容器の中に内容物が残らないよう十分洗浄し、キャップは外してください。また、接着剤、目地材等揮発性のものは、容器を二つに切るなどして、十分乾燥させてください。

#### 5 マニフェスト（産業廃棄物管理票）の記載義務

- (1) 受付窓口で記入することがないよう、事前に記載してから受付してください。
- (2) 記入漏れ・誤記がないよう、正確に記載してください。なお、廃棄物の種類及び数量は必ず記入したうえで受付してください。
- (3) 記入方法がわからないお客様は、受付される前にお問い合わせください。
- (4) 事業場（排出事業場）欄は、実際に廃棄物が排出された事業場・工事現場等の名称・所在地等を記入してください。（複数ある場合は、それぞれ記入してください。）

## 6 産業廃棄物運搬車両の表示義務（島根県）

- (1) 表示場所：車体の両側面
- (2) 色：識別しやすい色で表示
- (3) 記載事項：「産業廃棄物運搬車（5cm 以上）」「排出事業者の名称又は氏名（3cm 以上）」 なお、収集運搬事業者は、許可番号（下 6 桁）の記載も必要です。



## 7 制限速度の遵守

搬入道路は、20 km/h の速度規制を行っています。速度規制を順守し、騒音防止にご協力ください。また、事故のないよう交通安全に気をつけて搬出入してください。

## 8 飛散防止対策等の実施

廃棄物の搬入に当たっては、搬入車両の荷台をシートで覆うなど、廃棄物の飛散防止を徹底してください。また、過積載のないようにしてください。

## 9 受付

受付時間は、月曜日から金曜日の午前中が 8：30～11：45、午後が 13：00～16：30 です。通学時間帯（午前 8 時 15 分まで）は稗原町・宇那手町地内の通行はしないでください。

なお、土曜日、日曜日、祝日と下記の期間は受付・搬入はできません。

年末年始：12 月 31 日～1 月 5 日

夏 季： 8 月 13 日～16 日

## 10 目視検査

受付・計量時に、全車両について廃棄物の目視検査を実施し、廃棄物・マニフェスト・契約書の照合等審査を行うなど、廃棄物の適正処理に努めています。このため、受付に時間を要する場合がありますので、審査が終了するまでお待ちください。

## 11 計量

車両と産業廃棄物の総重量が 30 t 以上の場合は、当方では計量できません。

## 12 廃棄物の荷降ろし

当センターで廃棄物の荷降ろしは行いませんので、お客様で手降ろしされるか、荷降ろしのための機材（ユニック等）をご用意ください。また、荷降ろしに時間がかかる場合は、他のお客様のご迷惑になりますので、早めに受付してください。

### 1 3 展開検査

処分場内では、再度廃棄物の検査・確認をしますので、係員の指示に従って所定の場所で一旦荷降ろしを行った後、展開検査が終了するまで待機してください。検査結果については、お客様にも確認していただきます。

なお、万一、目視検査・展開検査で不適合のものがあった場合は、お客様の責任で持ち帰っていただきます。

### 1 4 タイヤの洗浄

処分場から退出するときは、必ず洗車施設でタイヤを洗浄してください。

### 1 5 再計量

空車重量を計量する時（「再計量」「二度乗り」）は、「伝票受領者停車位置」の看板付近には停車せず、計量待ちの車両の最後尾に並んでください。

### 1 6 強風時における受入制限

強風時には、廃棄物の受入制限等を行います。なお、搬入の際には必ず事前に、警報、注意報等の有無について、テレビ、ラジオ、インターネット等でご確認ください。

#### (1) 受入の中止

暴風(暴風雪)警報、竜巻注意情報または強風(風雪)注意報が発表され、かつ、場内の平均風速が10m/s 以上の場合は、原則として、受入を中止します。

#### (2) 受入中止の解除

次の①～③のいずれかに該当するとき受入中止を解除し、廃棄物の受入制限を実施します。

①暴風(暴風雪)警報、竜巻注意情報または強風(風雪)注意報が解除されたとき

②場内の平均風速が10m/s 未満となったとき

③受入中止を解除し、受入制限としても差し支えないと判断したとき

#### (3) 受入の制限

暴風(暴風雪)警報、竜巻注意情報または強風(風雪)注意報が発表され、かつ、場内の平均風速が6 m/s 以上10m/s 未満であるときは、原則として、飛散しやすい廃棄物の受入は中止し、飛散しにくい廃棄物のみを受入れる受入制限を行います（別表2参照）。

#### (4) 受入制限の解除

次の①～③のいずれかに該当するとき受入制限を解除します。

①暴風(暴風雪)警報、竜巻注意情報または強風(風雪)注意報が解除されたとき

②場内の平均風速が6 m/s 未満となったとき

③受入制限を解除しても差し支えないと判断したとき

#### (5) その他

受入制限等により生じた排出事業者及び収集運搬事業者の皆様の不利益等につきましては、当センターではその責を一切負いませんのでご了承ください。

(別表2)

廃棄物の種類	飛散しにくい廃棄物の例示(強風時に受入可能な廃棄物)
共通事項	フレコンバック等に梱包されているもの
鉱さい、燃え殻、ばいじん、汚泥、政令13号廃棄物	荷降ろし時に粉じんが発生しないもの ・廃棄物の性状から粉じんが発生しないもの ・散水等により十分加湿されているもの
がれき類	コンクリート片、ブロック片、瓦くず、石類、レンガくず、サイディングボード、アスファルト片、無石綿スレート板
木くず	柱・敷居・鴨居・垂木などの角材、枕木、パレット、抜根、伐採くず(枝、葉を除く)
紙くず	廃ロール紙、圧縮処理物
廃プラスチック類	タイヤ、電線被覆材、パレット
ガラス及び陶磁器くず	土器・陶器・磁器くず、板ガラス、ビン、磚子、耐火レンガ(粉じんが発生しないものに限る)
金属くず	溶接くず、鉄筋、金属棒、H鋼、縞鋼板、エキスパンドメタル
ゴムくず	ゴム塊

### 17 大雨、地震、大雪等における受入制限

大雨、地震、大雪、その他自然災害等により、安全確認及び安全確保のため、廃棄物の受入が困難と判断した場合は、受入を中止することがありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

### 18 その他

- (1) 車両の整備不良によりオイル漏れなどが発生すると、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性がありますので、搬入される前に適切な点検の実施をお願いします。
- (2) 強風時における受け入れ可否の問い合わせについては、問い合わせを受けた時は受入制限(受入中止)を行っていないくても、クリーンパークいずもに搬入された時には、受入制限(受入中止)を行っていることもありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 第3期最終処分場は、埋設場所への進入路の幅員が狭く、車両のすれ違いができないため、進入路の入口と出口に信号機を設置して、車両の円滑な移動と安全の確保に努めることにしていますのでご協力をお願いします。
- (4) 冬期間はチェーン規制をする場合がありますのでご注意ください。
- (5) 搬入路等で停止し車から離れる際には、必ず輪止めをしてください。(「伝票受領者停車位置」は除く)

ご不明な点がございましたら遠慮なく下記へお問い合わせください。

T E L 0853-48-2233 F A X 0853-48-2222